

東日本大震災の記憶・教訓伝承のあり方検討有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の記憶の風化防止に加え、震災発災後の対応やその復旧により得られた数多くの経験や教訓を次代に継承するとともに、今後の震災対応等に活かしていくため、東日本大震災の記憶・教訓の伝承のあり方について学識経験者及び県内復興活動者等の意見の聴取を行うため、東日本大震災の記憶・教訓伝承のあり方検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(検討内容)

第2条 有識者会議では、次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 震災の記憶・教訓の伝承の理念に関すること。
- (2) 震災の記憶・教訓を伝承するためのあるべき姿に関すること。
- (3) 今後の取組に関すること。

(構成等)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

- 2 有識者会議に座長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 3 座長は、有識者会議の会議を進行する。

(会議等)

第4条 有識者会議の会議は、宮城県震災復興・企画部長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、宮城県震災復興・企画部震災復興推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		所 属	役職	氏 名
学 識 経 験 者	県 外	一般社団法人減災・復興支援機構	専務理事	宮下 加奈
	県 内	東北大学災害科学国際研究所	所長・教授	今村 文彦
		東北学院大学経済学部共生社会経済学科	教授	阿部 重樹
		宮城学院女子大学現代ビジネス学部	学部長・教授	宮原 育子
		宮城教育大学附属防災教育未来づくり総合研究センター	准教授	小田 隆史
県 内 復 興 活 動 者	中 間 支 援	一般社団法人みやぎ連携復興センター	代表理事	石塚 直樹
	マ ス コ ミ	河北新報社	防災・教育室長	武田 真一
	観 光 ・ 交 流	みやぎ観光復興支援センター	センター長	塚原 大介
	地 域 防 災	気仙沼市自主防災組織連絡協議会	会長	臼井 弘
	地 域 活 動	一般社団法人キッズ・メディア・ステーション	代表理事	太田 倫子